質問第三三号

学校徴収金の管理及び校長等による私費での補填に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十一月十七日

石垣　のりこ

参議院議長　関口昌一　殿

学校徴収金の管理及び校長等による私費での補填に関する質問主意書

京都府木津川市の市立小学校において、学校給食費や教材費等の学校徴収金に不足が生じ、校長や元事務職員が長年にわたり私費で約四千六百万円を補填していたことが報道された。また、報道によれば、未払金も含めると学校徴収金の不足額は約五千四百万円に達していたとされる。

本来、学校給食費や教材費等の徴収、管理及び業者への支払は、学校や教職員個人に負担させるべきものではない。保護者の未納によって業者への支払に不足が生じた場合であっても、校長、教職員及び事務職員等（以下、「校長等」という。）が個人の財産から補填することが当然視されるような運用は、責任の所在を曖昧にし、校長等に不当な負担を負わせるものである。

学校給食費等の滞納分を校長等が補填していたことに関する当事務所の問合せに対して、文部科学省は、校長等の個人名義の口座で学校徴収金を管理している学校数及び自治体数並びに校長等による私費での補填の実態について調査を実施しておらず、網羅的には把握していないと回答した。一方、学校徴収金の徴収・管理について、同省は、基本的には学校や教師の本来的な業務ではなく、学校以外が担うべき業務であるとの認識を示している。また、令和七年度補正予算事業において公会計化等の導入支援を行っていることを踏

まえ、来年度以降、改めて調査を実施する予定であると回答している。

しかし、公会計化等の導入が進んでいない自治体において、校長等が私費で補填を行っている実態があるのであれば、単に公会計化等の導入状況を調査するだけでは不十分である。導入までの間に校長等個人に負担が生じないよう、国として具体的な対応を示す必要がある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　公立学校における学校給食費、教材費、修学旅行費その他の学校徴収金について、校長等の個人名義の口座で管理されている場合、当該口座の名義人である校長等が、保護者からの徴収、金銭の管理及び業者への支払について、どのような法的責任を負うか、政府の見解を示されたい。また、学校徴収金に関して、その支払先となる業者との契約主体、保護者に対する請求権の帰属主体、徴収・管理及び業者への支払の責任主体を示されたい。

二　保護者の未納によって学校徴収金に不足が生じ、業者への支払が困難となった場合に、校長等が個人の財産から不足額を補填することについて、法令上又は制度上の根拠はあるのか示されたい。また、政府としてこのような私費での補填を認めているのか示されたい。さらに、木津川市の事案のように校長等が私

費で補填した金額について、自治体又は教育委員会が当該校長等に返還しなかったり、反対に校長等に不足額の負担を求めたりすることは、どのような法的根拠に基づいて行い得るのか示されたい。

三　文部科学省は、前記の問合せに対して、「令和七年度補正予算事業において、公会計化等の導入支援を行っていることを踏まえ、来年度以降、改めて調査を実施する予定です。」と回答している。

そこで、当該調査に係る次の事項について、明らかにされたい。

1　当該調査の実施時期、対象及び調査項目はどのようなものを予定しているのか示されたい。

2　当該調査において、公会計化等の導入状況だけでなく、保護者の未納等によって学校徴収金に不足が生じた際に、校長等が私費で補填した実態についても調査するのか示されたい。

3　私費での補填の実態を調査する場合、補填を行った校長等の人数、立替金額、補填が行われた理由、補填の期間及びその後の精算状況等についても把握するのか示されたい。

4　私費での補填の実態を調査対象としないのであれば、その理由を示されたい。また、「学校と教師の業務の三分類」において「学校徴収金の徴収・管理」は「学校以外が担うべき業務」とされていることを踏まえれば、校長等に負担を生じさせている実態を把握し、その解消を図る必要があると考えるが、

政府の見解を示されたい。

四　文部科学省は、令和七年四月の通知等を通じて、学校給食費及びそれ以外の学校徴収金の公会計化を進めていると承知している。一方、これまでの調査では、公会計化等を実施しておらず、導入の予定もないと回答した自治体が相当数存在している。公会計化等の導入時期について、自治体の事情を踏まえて一律の期限を設けることに慎重な姿勢を取るとしても、期限や具体的な導入計画の策定を求めなければ、導入に向けた取組が進まない自治体が残り続けるおそれがある。

そこで、次の事項について、明らかにされたい。

1　公会計化等を実施していない自治体のうち、導入の予定がないとする自治体について、文部科学省はその理由や事情を把握しているのか示されたい。把握している場合は、主な理由を示されたい。

2　公会計化等の導入予定がない自治体に対して、政府は、導入に向けた計画の策定や目標年度の設定を求める考えはあるか示されたい。

3　公会計化等の導入を自治体の判断に委ねるだけではなく、未実施自治体に対して、導入に向けた具体的な計画の策定を促すなど、実施を確実に進めるための措置を講ずるべきと考えるが、政府の見解を示

されたい。

五　公会計化等が実施されていない自治体において、保護者の未納等によって学校徴収金に不足が生じ、業者への支払が必要となった場合であっても、その不足額を校長等の個人に補填させるべきではない。公会計化等の導入が完了するまでの間においても、業者への支払に必要な資金については、自治体又は教育委員会が組織として対応し、学校徴収金が未納の保護者に対する督促や回収は別途、自治体等の責任で行うべきである。

そこで、次の事項について、明らかにされたい。

1　保護者の未納等によって学校徴収金に不足が生じた場合、業者への支払に必要な資金については、校長等の個人に私費で補填させるのではなく、自治体又は教育委員会が組織として対応することが適切と考えるが、政府の見解を示されたい。

2　政府として、公会計化等が実施されていない自治体に対し、校長等に私費での補填をさせないこと、及び不足金への対応を自治体又は教育委員会が組織として行うことを、通知等により明確に周知徹底する考えはあるか。

3　保護者の未納金の回収と、業者への支払に必要な資金の確保は、それぞれ別の問題として取り扱うべきであり、校長等に不足額を負担させることは適切ではないと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。